

# 令和5年 地方分権改革に関する提案募集 提案事項

## 個人情報保護委員会 再検討要請

管理番号

95

提案区分

B 地方に対する規制緩和

提案分野

11\_その他

### 提案事項(事項名)

保有個人情報の開示の実施の方法等の申出を口頭でも可能とすること

### 提案団体

群馬県、新潟県

### 制度の所管・関係府省

個人情報保護委員会

### 求める措置の具体的な内容

保有個人情報の開示の実施の方法その他の政令で定める事項の申出の方法について、文書の提出でなく口頭でも可能とする。

### 具体的な支障事例

#### 【現行制度について】

令和5年4月1日に全面施行された改正個人情報保護法は、地方公共団体にも適用されることとなる。同法及び同法施行令において、保有個人情報の開示の実施の方法等の申出は、書面により行わなければならないとされている。これにより、地方公共団体においても、開示の実施方法等申出書を文書で提出してもらうことが必要となる。

#### 【支障事例・制度改正の必要性】

これまで当県では条例により個人情報開示制度を運用し、開示方法について文書提出を求めずとも適切に開示を行ってきた実績がある。文書提出が必要となれば、申出書類の提出方法等に係る請求者からの問合せ対応や提出された文書の収受手続等の事務が追加で発生することが想定される。

また、郵送で申出書を提出する場合、郵送により往復する日数や相手方の書面の確認が発生するため、開示までの期間が1週間程度遅くなることに加え、郵送料も発生し県民の利益を損なうことが想定される。

このほか、開示することが可能であると回答した期間において対応できるようスケジュールを確保しておく必要があり、相手から速やかに返信がなかった場合はスケジュールを確定できず通常業務への支障が大きくなることが想定される。

#### 【支障の解決策】

開示の実施方法等の申出を文書の提出でなく口頭でも可能とすること。

### 制度改正による効果（提案の実現による住民の利便性の向上・行政の効率化等）

申出書の提出を求めるにより増える事務負担を軽減することができる。

また、開示までの日数を短縮でき、開示実施日を変更せざるを得ない請求者がいた場合でも臨機応変に対応することができるため、県民サービスの向上につながる。

### 根拠法令等

個人情報の保護に関する法律第87条第3項、個人情報の保護に関する法律施行令第26条

## 追加共同提案団体及び当該団体等から示された支障事例（主なもの）

宮城県、山形県、ひたちなか市、高崎市、彦根市、熊本市、宮崎県

○個人情報保護法の改正前の市の条例に基づく運用の際は、開示の実施の日、時間等は、請求者と電話等により調整を行っており、特に問題なく事務を執行していたところです。

個人情報保護法の改正後においては、件数は少ないものの、具体的な支障事例に記載のとおり、実施方法等申出書の提出に伴い、当市だけでなく請求者についても、費用、手間、時間等が発生していると考えております。

当然のことながら、個人情報の開示請求をされる方は、当該情報の速やかな開示を求められていることから、実施方法等申出書の提出に伴う費用、手間、時間等に関し、市民の利益を損なうとともに、感情的にも市の行う事務に対し不満を抱かれることも多いと考えております。

○当市においても、個人情報保護法の適用以前は、電話で開示の日程を調整していたため、同法の適用を受けることにより支障が生じることが想定される。

電話で調整可能であるにもかかわらず、書面の提出を求めるることは、請求者にとっても不要な負担を課すものである。

## 各府省からの第1次回答

開示請求における開示の実施の方法等の申出については、開示請求権の行使という重要な法律関係の内容を明確にするため、個人情報保護法第87条第3項及び個人情報保護法施行令第26条第1項により、書面により行わなければならないとしている。

また、開示請求者は、法第77条第1項及び政令第23条各号の規定に基づき、希望する開示の実施の方法等について開示請求書に記載することができ、かつ政令第26条第2項において、この希望する方法に基づき開示を実施することができる場合に、開示請求者において当該方法を変更しないのであれば、開示請求者は開示の実施方法等申出書を提出する必要はない規定している。

いずれにしても、個人情報保護法の趣旨に則り、開示請求の手続について、適切に運用していただきたい。

## 各府省からの第1次回答を踏まえた提案団体からの見解

「開示請求における開示の実施の方法等の申出については、開示請求権の行使という重要な法律関係の内容を明確にするため…書面により行わなければならない」とのことであるが、開示請求権の行使のために必要である開示の実施方法等の行政からの情報提供である法第82条(第1項)に定める事項の通知については、書面で行われなければならないが、これに対して当該通知の範囲内でどのような方法を選択するかという国民からの申出は、その内容を明確にするために書面の提出を義務としなければならないほどの「重要な法律関係」には当たらないと考える。

法第87条第3項により申し出なければならないとされている事項は、開示の方法や日時であるが、これらは開示請求者の都合により当初の申出の後において変更されることも多いものであり、変更されたとしても両当事者に大きな不利益は生じず、内容を明確にするために書面の提出を義務としなければならない必要性はないと考える。

開示請求者は可能な限り早期の開示を求めている。法では開示請求があつた日から30日以内に開示決定等を行わなければならないとされているところ、群馬県では条例により14日以内に開示決定等を行わなければならないと定めている。このように早期の開示に努めているところ、開示の申出が書面に限られることにより開示までの期間が長くなることは国民の利益を損ね不合理である。

したがって、開示の実施方法等の申出は、文書の提出に限定するのではなく、口頭でも可能とすべきである。

## 各府省からの第1次回答を踏まえた追加共同提案団体からの見解

一

## 全国知事会・全国市長会・全国町村会からの意見

【全国知事会】

提案団体の提案を考慮しつつ、是非も含め検討を求める。

# 令和5年 地方分権改革に関する提案募集 提案事項

## 個人情報保護委員会 再検討要請

管理番号

224

提案区分

B 地方に対する規制緩和

提案分野

11\_その他

### 提案事項(事項名)

奨学金事業における公益財団法人等によるマイナンバー独自利用の対象化

### 提案団体

兵庫県、関西広域連合

### 制度の所管・関係府省

内閣府、個人情報保護委員会、こども家庭庁、デジタル庁、総務省、法務省、文部科学省、厚生労働省

### 求める措置の具体的な内容

法律でマイナンバー利用が認められている事務と性質が同一の事務について、県が当該事業のために設立した公益財団法人等に業務移管や業務委託を実施する場合は、当該団体のマイナンバー利用を可能とすること。(例として、旧日本育英会(現(独)日本学生支援機構)から事務移管された奨学金事業。)

### 具体的な支障事例

#### 【現状】

前回提案(平成28年提案募集管理番号196)からの情勢変化として、令和5年3月7日に閣議決定され、今国会へ提出されているマイナンバー法等の一部改正法案においても、マイナンバー利用範囲の拡大や、法律で認められている事務に準ずる事務におけるマイナンバー利用等が盛り込まれている。

#### 【支障】

現在も(公財)兵庫県高等学校教育振興会はマイナンバーを取り扱えない状況に変化はないため、マイナンバー利用による国民の利便性向上等が目指される中につきても、添付書類の削減など申請者負担の軽減が進められない状況である。

[当該奨学金事務におけるマイナンバーを必要とする事務処理件数]

- ①採用申請 約1,000件／年
- ②返還免除・猶予申請 約500件／年
- ③返還者等の現況確認 約3,500件／年

### 制度改正による効果（提案の実現による住民の利便性の向上・行政の効率化等）

県が当該業務を行う場合同様に、申請者は申請時の添付書類を削減することができる。

### 根拠法令等

行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律

### 追加共同提案団体及び当該団体等から示された支障事例（主なもの）

—

—

## 各府省からの第1次回答

マイナンバーの利用範囲拡大による国民の利便性向上と、個人情報保護に対する国民の懸念への対応という両面を考慮しながら、提案の事務の性質、目的、事務を行わせている主体(公益財団法人)等を踏まえ、マイナンバーの利用及び情報連携が可能か検討してまいりたい。

## 各府省からの第1次回答を踏まえた提案団体からの見解

本奨学金事業は旧日本育英会(現(独)日本学生支援機構)が実施していた高校生奨学金事業が都道府県に移管されたもので、マイナンバー法により同機構への情報提供が認められている大学生等奨学金事業と性質、目的は同じと考える。

また、当県の前回提案時の関係府省第2次回答では「情報提供ネットワークシステムを使用して情報連携を行うことができる主体は、法令で明確になっている必要がある」との回答であったが、当県が移管・委託する公益財団法人は、租税特別措置法第91条の3に規定する「都道府県に代わって高等学校等の生徒に学資としての資金の貸付けに係る事業を行う法人」として、同法施行令第52条の2の規定に基づき文部科学大臣が財務大臣と協議して指定した法人であり、マイナンバー法等において、個人番号の利用及び情報連携ができるとの整理が可能と考える。

マイナンバーの利用範囲拡大による個人情報保護に対する国民の懸念への対応を考慮すべきことは十分に理解するところであるが、一方で、本年6月9日に公布されたマイナンバー法等の一部改正法では、マイナンバー利用範囲の拡大等の改正が行われ、国民の利便性向上の観点からマイナンバーの積極的な有効活用の機運の高まりを感じるところである。

それらの観点から、奨学金事業を行う公益財団法人等のマイナンバー利用及び情報連携を可能とすること自体は、申請時の課税証明書の取得が不要となり、申請者の利便性を大幅に向上させるものであることから、喫緊の課題である国民の懸念解消を早期に図ったうえで、今後の当該提案に対する検討スケジュールを具体的にお示し頂きつつ、早期の措置の実現を図って頂きたい。

## 各府省からの第1次回答を踏まえた追加共同提案団体からの見解

—

## 全国知事会・全国市長会・全国町村会からの意見

### 【全国知事会】

住民サービスの向上のため、国・都道府県・市町村・民間事業者・NPO 又は公益法人等、関係者同士の緊密な情報共有などを通じて、実務レベルでの連携をより一層強化することが重要である。

国と地方の関係に留まらず、都道府県と市町村の関係や、遠隔の場合も含め、各都道府県間や各市町村間といった地方相互間の関係や民間等の多様かつ柔軟な協働、連携を通じて、あらゆるリソースを有効かつ効率的に活用できるよう、提案団体の提案を考慮した検討を求める。

なお、行政機関ではない、公益財団法人や指定管理者にまで利用主体を拡大することについては、リスク検証等への留意が必要である。